

## 「維持管理部会の設置及び運営要領」

### (設置)

第1条 岐阜県公共事業執行共同化協議会の会員が、各自治体の管理する公共施設を計画的で効率的に維持管理することにより、利用者の安全・安心を確保することを目的とし、維持管理部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 部会は、参加を希望する協議会員で組織する。

2 部会の運営は、部会員から選出された代表部会員が行う。

3 部会には、別途公共施設の長寿命化に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

### (協議事項)

第3条 部会は、次の事項について協議を行う。

(1) 公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関すること。

(2) その他部会の目的達成に必要な事項に関すること。

### (検討委員会)

第4条 検討委員会は、別途定める実務機関が運営する。

2 検討委員会の運営に必要な諸費用は、委員会を利用する部会員が負担し、直接実務機関に支払うものとする。

### (会議)

第5条 部会の会議は、代表部会員が招集する。

2 部会の会議の進行は代表部会員が行う。

3 部会の会議は、文書の合議によって会議の開催に代えることができる。

### (入退会)

第6条 部会に入会する時、又は脱退する時は、あらかじめ部会に申し入れを行わなければならない。

### (事務局)

第7条 部会の事務を処理するため、別途定める実務機関に事務局を置く。

### (その他)

第8条 この設置要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

### (附則)

この要領は平成19年11月19日から施行する。

